



# 雇用の安定のために

---

22年度版 事業主の方への給付金のご案内

(平成22年4月1日現在)

**Info  
mation**



# 事業活動の縮小に伴い雇用調整を行った 事業主の方への給付金



## 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業事業主（※）向けに雇用調整助成金の助成内容等を拡充した制度です。

### 受給できる額



- ① 受給できる金額  
【雇用調整助成金】

休業等（休業及び教育訓練）	出向
休業手当又は賃金相当額（1人1日）× 下記の助成率（※2、3） 教育訓練は上記に加えて訓練費として、 1人1日あたり4,000円	出向元事業主の 負担額（※1）×下記の助成率
2/3	2/3

### 【中小企業緊急雇用安定助成金】

休業等（休業及び教育訓練）	出向
休業手当又は賃金相当額（1人1日）× 下記の助成率（※2、3） 教育訓練は上記に加えて訓練費として、 1人1日あたり6,000円	出向元事業主の 負担額（※1）×下記の助成率
4/5	4/5





# 新たに高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者、 緊急就職支援者又は65歳以上の離職者を 雇い入れた事業主の方への給付金



## 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

このうち、高年齢者（60歳以上65歳未満）、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所若しくは地方運輸局（以下「運輸局」という。）又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員紹介事業者（以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。）の紹介により雇い入れた事業主に対しては、特定就業困難者雇用開発助成金が、緊急就職支援者を雇い入れた事業主に対しては、緊急就職支援者雇用開発助成金が、65歳以上の離職者を公共職業安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた事業主に対しては、高齢者雇用開発特別奨励金が、それぞれ支給されます。

## 受給できる額



### 1 助成対象期間

対象労働者別の助成対象期間は次の表のとおり。

※「助成対象期間」は、対象労働者の雇入れの日（賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日。賃金締切日に雇い入れられた場合は雇入れの日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れの日。）から起算します。「支給対象期」についても同様です。

### 2 受給できる額

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）といい、支給対象期に分けて支給します。

	対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額	
短時間労働者以外	① ②・③を除く者 (受給できる事業主の2(1)に該当するもの)	50(90)万円	1年	第1期	25(45)万円
	② 重度障害者等を除く身体・知的障害者 (受給できる事業主の2(1)ロ・ハに該当する者)	50(135)万円	1年 (1年6ヵ月)	第1期	25(45)万円
	③ 重度障害者等 (受給できる事業主の2(2)に該当する者)	100(240)万円	1年6ヶ月 (2年)	第1期	25(45)万円
短時間労働者	④ ⑤を除く者 (受給できる事業主の2(1)に該当する者)	30(60)万円	1年	第2期	25(45)万円
	⑤ 身体・知的・精神障害者 (受給できる事業主の2(1)ロ・ハ・ニに該当する者)	30(90)万円	1年 (1年6ヶ月)	第3期	(45)万円
				第1期	33(60)万円
			第2期	33(60)万円	
			第3期	34(60)万円	
			第4期	(60)万円	

★★★★★★

## 長年フリーター等や内定を取り消された学生等を 雇い入れた事業主の方への給付金



★★★★★★

### 若年者等正規雇用化特別奨励金（平成24年3月31日までの時限措置）

「長年フリーター及び30代後半の不安定就労者」又は「採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等」について

①	年長フリーター等を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用（雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用する場合。以下同じ。）する場合（以下「直接雇用型」という。）
②	トライアル雇用終了後に引き続き正規雇用する場合（以下「トライアル雇用活用型」という。）
③	有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合（以下「有期実習型訓練修了者雇用型」という。）
④	採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を対象とした求人枠を設けて当該対象者を正規雇用する場合（以下「内定取り消し雇用型」という。） の事業主に対し、若年者等正規雇用化特別奨励金（以下「奨励金」という。）を支給します。

### 受給できる額

当該対象者を雇用期間の定めのない労働契約に基づき雇用を開始した日（有期実習型訓練修了者雇用型で有期実習型訓練修了日前に雇用期間の定めのない労働契約に基づき雇用を開始した場合は訓練修了日。以下「基準日」という。）から起算して6ヵ月の日までを第1期、基準日から起算して1年6ヵ月の日までを第2期、基準日から起算して2年6ヵ月の日までを第3期といい、それぞれの期に受給できる額は、

第1期が25万円（中小企業事業主は50万円）、  
第2期が12万5千円（中小企業事業主は25万円）、  
第3期が12万5千円（中小企業事業主は25万円）となります。







## 建設業離職者を雇い入れた建設業以外の 事業主の方への助成金



### 建設業離職者雇用開発助成金

民間の建設投資が低迷する中、公共工事費についても減少していくことが見込まれていることから、建設業者の倒産や建設業から多くの離職者が発生することが懸念されています。建設業離職者雇用開発助成金は、45歳以上60歳未満の建設業に従事していた方をハローワーク等の紹介により雇用保険の一般被保険者（短時間労働者を除く。）として新たに雇い入れた建設業以外の事業主に対し支援を行い、建設業離職者の再就職（他産業への移動）を促進する助成金です。

### 受給できる額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6ヵ月ごとに第1期・第2期の支給対象期間に分けて下表の金額を支給します。

	6ヵ月経過後	12ヶ月経過後	計
中小企業	45万円	45万円	90万円
中小企業以外の企業	25万円	25万円	50万円





## 中高年齢者や若年者等の特定の求職者を 短期間の試行雇用として雇い入れた 事業主の方への給付金



### 試行雇用奨励金

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の休職者層について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、試行雇用奨励金を支給します。

### 受給できる額

試行雇用労働者1人につき月額4万円とし、支給対象期間（最長3ヵ月間）の毎月支給額の合計額とします。ただし、次の(1)及び(2)の場合は、その期間についての奨励金の額は、次の(3)の額です。

(1) 次のイからハの場合であって、雇用期間が1ヵ月に満たない月がある場合。

イ 試行雇用労働者が支給対象期間の途中で離職（次の①から④までの理由による離職に限る）した場合  
次の①から④までの理由に応じそれぞれ支給対象期間の途中で離職した日までの期間とします。

① 本人の責めに帰すべき理由による解雇

② 本人の都合による退職

③ 本人の死亡

④ 天災その他のやむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

ロ トライアル雇用の支給対象期間の途中で常用雇用へ移行した場合

常用雇用へ移行する日の前日までの期間とします。

ハ 試行雇用労働者の失踪等のため離職日が不明確な場合

試行雇用労働者に賃金が支払われた最後の日までの期間とします。

(2) 支給対象期間のある1ヵ月について、試行雇用労働者本人の都合による休暇（ただし年次有給休暇等法令により事業主が労働者に対し付与を義務付けられている休暇は除く。）又は実施事業主の都合による休業の場合。

(3) 試行雇用労働者が、就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合に応じて次の額を支給します。

(計算式)

$$A = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{試行雇用労働者が1か月間に} \\ \text{実際に就労した日数} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{c} \text{試行雇用労働者が当該1か月間に} \\ \text{就労を予定していた日数} \end{array} \right)}$$

割合	支給額(月額)
$A \geq 75\%$	4万円
$75\% > A \geq 50\%$	3万円
$50\% > A \geq 25\%$	2万円
$25\% > A > 0\%$	1万円
$A = 0\%$	0万円

※ Aが右表の左欄の割合になる場合、支給額(月額)は右欄の額になります。





## 雇用保険の受給資格者が創業した 法人等の事業主の方への給付金



### 自立就業支援助成金（受給資格者創業支援助成金）

受給資格者創業支援助成金は、雇用保険の受給資格者（雇用保険の受給手続きをされた方のうち、基本手当の算定基礎期間が5年以上ある方）自らが創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部について助成することにより、失業者の自立を積極的に支援するものです。

### 受給できる額

#### 1 助成対象となる費用

助成対象となる費用は、次の(1)から(3)までに掲げる費用（人件費を除きます。）及び当該法人等の設立の日から起算して3か月の期間内に支払いの発生原因が生じた(4)から(7)までに掲げる費用（人件費を除きます。）であり、かつ、支払に係る契約の日（法人等設立事前届の提出日後の日に限ります。）から第1回目の支給申請時までの間に支払が完了したものです。

(1)	当該法人等の設立に係る計画を作成するために要した経営コンサルタント等の相談費用等
(2)	当該法人等を設立する前に、創業受給資格者が自ら従事することとなる職務に必要な知識又は技能を習得するための講習又は相談に要した費用
(3)	(1) 及び (2) に掲げるもののほか、当該法人等の設立に要した費用
(4)	当該法人等に雇用される労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した費用
(5)	創業受給資格者が自ら従事する職務に必要な知識又は技能を習得するための講習又は相談に要した費用
(6)	当該法人等に雇用される労働者の雇用管理の改善に関する事業（労働者の募集・採用、就業規則の策定、職業適性検査の実施等）に要した費用
(7)	(4) から (6) までに掲げるもののほか、法人等の運営に要した費用

#### 2 支給額

支給額は1の費用の合計額の3分の1に相当する額（その額が150万円を超えるときは、150万円）です。また、法人等設立日から起算して1年を経過する日までの間に上記1の3にある一般被保険者を2名以上雇入れた場合は、50万円を上乗せ支給します。

# Info mation

## 中吉野地区商工会広域協議会

〒638-0041 奈良県吉野郡下市町下市 125  
TEL:0747-52-9558 FAX:0747-52-8380  
nakayoshino@yoshino.or.jp

## 大淀町商工会

〒638-0821  
奈良県吉野郡大淀町下淵 906-1  
daisyoko@m5.kcn.ne.jp  
TEL:0747-52-9555  
FAX:0747-52-8397

## 下市町商工会

〒638-0041  
奈良県吉野郡下市町下市 125  
shimosh1@plum.ocn.ne.jp  
TEL:0747-52-8717  
FAX:0747-52-8380

## 黒滝村商工会

〒638-0251  
奈良県吉野郡黒滝村寺戸 66-1  
ksci@m5.kcn.ne.jp  
TEL:0747-62-2128  
FAX:0747-62-2673

## 天川村商工会

〒638-0301  
奈良県吉野郡天川村川合 319-4  
tenkawa@m5.kcn.ne.jp  
TEL:0747-63-0818  
FAX:0747-63-0217